

学校法人日本工業大学 一般事業主行動計画

学校法人日本工業大学は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性がこれまで以上に活躍できる環境および仕事と子育ての両立を図るための環境の整備や、全ての教職員の皆さまの多様な働き方の環境整備などに取り組むため、次のように一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間

2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間中に、管理職に占める女性管理職の割合を全事業所平均15%以上にする。

〔取組内容〕

2024.4～

- ・計画期間終了時に、管理職登用候補者層の職階（課長補佐・主任等）に占める女性の割合を全事業所平均20%以上にする。
- ・計画期間中の採用者に占める女性の割合40%以上を維持する。
- ・計画期間中に女性の役員（理事・監事）もしくは評議員を登用する。

目標2：計画期間中に、年次休暇取得率を全事業所平均70%以上にする。

〔取組内容〕

2024.4～

- ・大学は年次休暇取得率80%以上を維持、中高・法人は計画期間中に2023年度実績+7%以上の取得を目指す。
- ・年次休暇の計画的な取得を促すため、各組織の有給休暇取得率を調査・データ化し、定期的な現状把握・情報共有を行う。
- ・時間単位年休制度の周知及び利用促進を行う。

目標3：全事業所にて、計画期間中の女性職員の育児休業取得率100%を維持する。

また、子が出生した男性職員の育児休業など育児目的休暇取得率を75%以上とする。

〔取組内容〕

2024.4～

- ・育児関連諸制度の定期的な広報を継続して実施する。
- ・出生時育児休業制度の一層の周知を行い、取得率100%を目指す。